

第54期 定時株主総会 招集ご通知

◆開催日時

2026年3月25日（水曜日）

午前10時（受付開始・午前9時）

◆開催場所

東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京 5階「ラ・ローズ」

末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第54期定時株主総会招集ご通知……………	2
株主総会参考書類……………	6
事業報告……………	13
連結計算書類……………	25
計算書類……………	27
監査報告……………	29

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当連結会計年度における日本経済は、雇用や所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移した一方、物価高や米国の通商政策の影響、不安定な国際情勢が長期化しており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

コーヒー業界におきましては、インバウンド需要等により消費は堅調に推移したものの、円安傾向の長期化や不安定な国際情勢等により、コーヒー生豆調達価格は依然として高値水準が続いております。

このような状況の中、当社グループは、最適な生産体制及び販売体制の構築や、更なる付加価値化の追求に努めてまいりました。

また、「コーヒーを通じて人と環境にやさしい企業を目指す」という企業理念のもと、持続可能な未来の実現に向けて取り組んでおり、2025年12月期から2027年12月期までの3年間を、コーヒーを通じた新たな価値創出に向けた飛躍の期間と位置づけ、経営の中核に「価値経営」を据えております。

当社の価値経営は、「価値創造力 × 価値発信力」の融合によって成り立っており、製品・サービスの提供を通じて、多様なステークホルダーにとって意味ある価値を創出し、それを的確に発信することで、企業としての信頼と成長を実現し、社会的意義と企業価値向上の両立を図ってまいります。

私たちがコーヒー事業を通じて目指すのは、単なる飲料の提供にとどまらず、人と社会、そして未来にとって持続可能な価値を創出することです。

今後も当社グループは、中期経営計画 2027に基づき、より良い未来の実現に向けて、誠実に、そして力強く歩みを進めてまいります。

当連結会計年度におきましては、売上高は24.1%増加し16,056百万円、営業利益は31.9%増加し710百万円、経常利益は32.8%増加し712百万円、当期純利益は47.3%増加し674百万円となりました。

この結果を踏まえ、当連結会計年度につきましては、前期実績から2円の増配となる1株あたり10円の期末配当を実施いたしたく、第1号議案でご提案申し上げますので、何卒ご承認の程よろしく願いいたします。

今後とも、収益の向上に一層努め、株主の皆様のご期待にお応えできますよう、日々精進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



株式会社 **ユニカフェ**

代表取締役社長

塩澤 博紀

株主各位

証券コード 2597
(発送日) 2026年3月10日
(電子提供措置開始日) 2026年3月3日
東京都港区赤坂八丁目5番26号

株式会社 **ユニカフェ**
代表取締役社長 塩澤 博紀

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）につきまして電子提供措置をとらせていただいております。インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.unicafe.com/ir/stock2/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」「IRライブラリ」「株式情報」「株主総会」の順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2597/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ユニカフェ」又は当社証券コード「2597」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日の出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、4頁から5頁の案内にしたがって、2026年3月24日(火曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類・監査報告

記

1 日 時 2026年3月25日(水曜日)午前10時

2 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階「ラ・ローズ」
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3 目的事項 **報告事項** 1. 第54期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「会社の体制及び方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人及び監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本年も引き続き、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年3月25日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月24日（火曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年3月24日（火曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
 〇 〇 〇 〇 〇
 株主総会日 議決権の数 XX 股
 XXXX年XX月XX日
 議案日現在のご所有株式数 XX 株
 議決権の数 XX 股
 1. _____
 2. _____
 ログイン用QRコード
 ログイン XXXXX-XXXX-XXXX-XXXX
 見本 〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

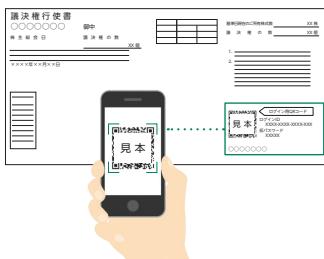
- ・書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第54期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 10円 配当総額 133,830,480円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年3月26日

第2号議案

取締役6名選任の件

本總會終結の時をもちまして、取締役6名全員の任期が満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性
1	しお ざわ ひろ き 塩 澤 博 紀	代表取締役社長	再任
2	あい ざわ もと い 相 澤 基	取締役兼副社長執行役員	再任
3	うえ しま ま さ ろ う 上 島 昌佐郎	取締役	再任
4	にい の べ こう すけ 新 述 孝 祐	取締役兼常務執行役員管理本部長	再任
5	よし たけ いち ろ う 吉 武 一 郎	社外取締役	再任 社外 独立
6	こん どう ま さ き 近 藤 正 樹	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

しおざわ ひろき

塩澤 博紀

再任

生年月日

(1965年11月22日)

所有する当社の株式数

一株

候補者番号

2

あいざわ もと

相澤 基

再任

生年月日

(1967年4月14日)

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

1989年 4月	三菱商事株式会社入社
2012年 3月	MC Coffee do Brasil代表取締役社長
2013年 4月	三菱商事株式会社農水産本部飲料原料部長
2014年 4月	同社生活原料本部酪農飲料部長
2017年 1月	株式会社アートコーヒー代表取締役社長
2019年 1月	当社顧問
2019年 3月	当社取締役兼副社長執行役員
2019年 9月	当社取締役兼副社長執行役員Keurig事業本部長
2020年 4月	当社取締役兼副社長執行役員
2025年 3月	当社代表取締役社長 (現任)
2025年 3月	株式会社アートコーヒー代表取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社アートコーヒー 代表取締役会長

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月	三菱商事株式会社入社
1995年 1月	同社食品本部食品原料部 コーヒー・飲料チーム
2007年 1月	同社HRDセンター採用・人材開発チームリーダー
2012年 5月	同社食品本部飲料原料ユニットプロジェクトチームリーダー
2013年10月	同社食品流通・ヘルスケア本部食品流通第二部戦略チームリーダー
2014年 4月	オーケー株式会社出向 人事総務部長
2015年 7月	エム・シー・ヘルスケア株式会社出向 人事部長
2015年10月	同社執行役員人事部長
2017年 5月	三菱商事株式会社生活産業グループCEOオフィス総務・人事ユニットマネージャー
2020年 7月	同社秘書室長
2023年 7月	同社中部支社 総務部長 兼 国内開発室
2025年 3月	当社取締役兼副社長執行役員 (現任)
2025年 3月	株式会社アートコーヒー代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社アートコーヒー 代表取締役社長

候補者番号

3

うえしま ま さ ろ う
上島 昌佐郎

再任

生年月日

(1970年10月17日)

所有する当社の株式数

6,000株

略歴、当社における地位及び担当

1996年4月	ユーシーシー上島珈琲株式会社 (現UCC Capital株式会社) 入社
2004年6月	同社取締役
2006年4月	同社取締役専務執行役員
2009年12月	当社取締役
2010年4月	ユーシーシーホールディングス株式会社 (現UCC Capital株式会社) 取締役
2010年4月	ユーシーシー上島珈琲株式会社代表取締役副社長
2012年4月	UCC Europe Ltd, 代表取締役 (現任)
2012年4月	UCC Europe Finance Ltd, 代表取締役 (現任)
2012年12月	ユナイテッドコーヒージャパン株式会社代表取締役社長
2013年10月	ユーシーシー上島珈琲株式会社代表取締役社長
2017年11月	UCC International株式会社 (現UCCジャパン株式会社) 代表取締役社長 (現任)
2019年1月	ユーシーシーホールディングス株式会社 (現UCC Capital株式会社) 取締役 (現任)
2019年1月	ユーシーシー上島珈琲株式会社取締役
2023年3月	当社取締役 (現任)
2023年12月	ユーシーシー上島珈琲株式会社代表取締役会長 (現任)
2023年12月	UCC Holdings Pte.Ltd, President of Japan Business (現任)

重要な兼職の状況

UCCジャパン株式会社 代表取締役社長
UCC Capital株式会社 取締役
ユーシーシー上島珈琲株式会社代表取締役会長
UCC Holdings Pte.Ltd, President of Japan Business

略歴、当社における地位及び担当

2000年4月	当社入社
2012年10月	当社管理本部財務経理部長
2019年10月	当社執行役員管理本部長
2020年3月	当社取締役兼執行役員管理本部長
2020年3月	株式会社アートコーヒー取締役 (現任)
2022年8月	当社取締役兼執行役員管理本部長兼管理本部財務経理部長
2023年1月	当社取締役兼執行役員管理本部長
2025年3月	当社取締役兼常務執行役員管理本部長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社アートコーヒー 取締役

候補者番号

4

にいのべ こうすけ
新述 孝祐

再任

生年月日

(1976年5月6日)

所有する当社の株式数

7,000株

候補者番号 5

よしたけ いちろう
吉武 一郎

再任

社外

独立

生年月日

(1957年2月5日)

所有する当社の株式数

一株

候補者番号 6

こんどう まさき
近藤 正樹

再任

社外

独立

生年月日

(1955年1月5日)

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月	トヨタ自動車工業株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社
2011年 1月	トヨタマーケティングジャパン株式会社 取締役
2013年 4月	ダイハツ工業株式会社 上級執行役員
2015年 6月	同社 取締役 専務執行役員
2017年 4月	トヨタ東京販売ホールディングス株式会社 代表取締役社長
2019年 4月	トヨタモビリティ東京株式会社 代表取締役副会長
2020年 4月	トヨタモビリティパーツ株式会社 代表取締役社長
2022年 1月	株式会社PALTAC 顧問
2022年 3月	当社社外取締役 (現任)
2022年 6月	株式会社PALTAC 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社PALTAC 社外取締役

略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月	三菱商事株式会社入社
1985年 5月	コロンビア三菱商事会社
2004年 4月	三菱商事株式会社食品本部戦略企画室長
2008年 4月	伯国 (ブラジル) 三菱商事株式会社社長
2013年 4月	三菱商事株式会社生活産業グループCEO補佐
2014年 6月	日本KFCホールディングス株式会社代表取締役社長
2014年 6月	日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社代表取締役社長
2021年 6月	日本KFCホールディングス株式会社顧問
2022年 5月	一般社団法人日本フードサービス協会会長
2022年 5月	日本コロンビア友好協会理事 (現任)
2024年 6月	株式会社デルソール社外取締役 (現任)
2025年 1月	株式会社アスク社外取締役 (現任)
2025年 3月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

日本コロンビア友好協会理事
株式会社デルソール社外取締役
株式会社アスク社外取締役

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類・監査報告

- (注) 1. 上島昌佐郎氏は、当社の親会社であるUCCジャパン株式会社の代表取締役及びユーシーシー上島珈琲株式会社の代表取締役を兼務しております。
2. 塩澤博紀氏及び相澤基氏は、当社の子会社である株式会社アートコーヒーの代表取締役を兼務しております。
3. 当社は、ユーシーシー上島珈琲株式会社との間には、製品販売等に関する取引関係があります。なお、その他兼職先との間で取引関係等特別の利害関係はありません。
4. 上島昌佐郎氏の「略歴、当社における地位及び担当」の欄には、当社の親会社であるUCCジャパン株式会社及びその子会社(当社を除く)における現在または過去10年間の業務執行者としての地位及び担当を含めて記載しております。
5. 塩澤博紀氏、相澤基氏、新述孝祐氏、吉武一郎氏及び近藤正樹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
6. 吉武一郎氏及び近藤正樹氏は、社外取締役候補者であります。
吉武一郎氏は、2022年3月24日から当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。また、当社は吉武一郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
近藤正樹氏は、2025年3月26日から当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。また、当社は近藤正樹氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
7. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要について
- (1) 吉武一郎氏は、経営者として長年にわたり活躍し、豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会では経営に関する幅広い見識等に基づき、客観的・専門的観点からリスクマネジメントやサステナビリティ等に関する提言・指摘を多く行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献いただけるものと期待し、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したため選任をお願いするものであります。
- (2) 近藤正樹氏は、大手総合商社におけるグローバルなビジネス経験ならびに外食事業企業における優れた経営実績および消費者視点の豊富な見識を持ち、当社の経営判断・意思決定の過程で助言・提言をいただくことを期待し、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したため選任をお願いするものであります。
8. 社外取締役との責任限定契約について
当社は吉武一郎氏及び近藤正樹氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、再任後当該契約を継続する予定であります。
その責任限定契約の概要は、次の通りであります。
会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする。
9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で当社及び子会社である株式会社アートコーヒーの取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。
当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時は同内容での更新を予定しております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

まつやま ひでき
松山 秀樹

社外

生年月日

(1958年1月26日)

所有する当社の株式数

一株

略歴

2009年 7月	大阪国税局 調査第二部 統括国税調査官
2011年 7月	国税庁 大阪派遣 監督評価官
2012年 7月	大阪国税局 課税第二部 消費税課長
2014年 7月	同 総務部 人事第一課長
2016年 7月	同 課税第二部次長
2017年 7月	同 徴収部長
2018年 7月	退官
2018年 8月	税理士登録
2018年 8月	松山秀樹税理士事務所代表 (現任)
2019年 6月	株式会社王将フードサービス社外監査役 (現任)
2021年 6月	株式会社GSユアサ社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況

松山秀樹税理士事務所代表
株式会社王将フードサービス社外監査役
株式会社GSユアサ社外監査役

- (注) 1. 松山秀樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松山秀樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 松山秀樹氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として豊富な経験及び専門的な知識・見識を持って、その高い知見から、有益な助言、積極的な発言により、当社の業務執行に関する意思決定において適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、松山秀樹氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。その責任限定契約の概要は、次のとおりであります。
- 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び子会社である株式会社アートコーヒーの取締役及び監査役(当事業年度中に在籍していた者を含む。)を被保険者として、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。松山秀樹氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

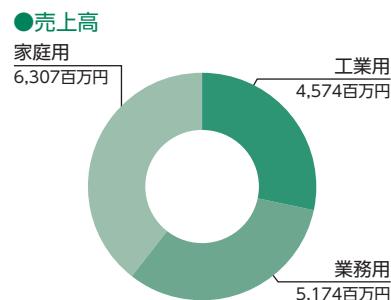
事業報告(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の概況

事業の経過及びその成果

売 上 高	160億56百万円
営 業 利 益	7億10百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	6億74百万円



当連結会計年度における日本経済は、雇用や所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移した一方、物価高や米国の通商政策の影響、不安定な国際情勢が長期化しており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

コーヒー業界におきましては、インバウンド需要の拡大により消費は堅調に推移したものの、主要生産国における天候不順による供給への影響に加え、円安基調の長期化も相まって、コーヒー生豆の調達価格は依然として高水準で推移しております。

こうした状況の中、当社グループは、お客様のご理解を得ながら価格改定を実施するとともに、製造現場における継続的な生産性向上の取り組みや、付加価値商品の提案営業を強化してまいりました。これらの取り組みの積み重ねにより、厳しい市場環境下でありながらも一定の成果を上げることができました。

その結果、当連結会計年度の売上高は16,056百万円（前連結会計年度比24.1%増）となりました。利益面では、営業利益は710百万円（前連結会計年度比31.9%増）、経常利益は712百万円（前連結会計年度比32.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は674百万円（前連結会計年度比47.3%増）と増収増益となりました。

当社グループの状況

工業用コーヒーにつきましては、提案型営業により用途別ニーズに応じた高付加価値製品の採用が進み、主要取引先の一部において取扱数量が回復したこともあり、売上高は前年を上回りました。

業務用コーヒーにつきましては、人流の活発化やインバウンド需要の拡大による外食・宿泊需要の回復に加え、提案型営業による高付加価値製品の導入が広がったことで、売上高は前年を上回りました。

家庭用コーヒーにつきましては、生活者の嗜好の多様化に対応した商品提案を強化した結果、販売が伸長し、売上高は前年を上回りました。

なお、これまで業務用コーヒーに含めておりましたスーパーマーケット等の小売店向け製品につきましては、当連結会計年度より家庭用コーヒーとして分類しております。

また、市場環境を踏まえ、当社グループは、変化を機会として捉え、次の成長ステージへ踏み出すための指針として、2025年12月期から2027年12月期までの3か年を対象とした「中期経営計画2027」を策定いたしました。「価値経営」を掲げ、お客様や社会にとっての価値を創り、発信し、共に育むことで、選ばれ続ける企業へと進化してまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は366百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、コーヒー生豆相場や為替の変動による調達コストの高止まり、物流・エネルギーコストの上昇、業界競争の激化など、依然として不確実性の高い状況が続いております。

加えて、気候変動による生産環境の悪化や、コーヒー農家の収入不安定性、温室効果ガス排出といった環境・社会・サプライチェーンに関わるリスクも顕在化しており、ESG の観点からも中長期的に対処すべき重要課題となっております。

また、少子高齢化による労働力人口の減少を背景に、人手不足は構造的な課題となっており、企業価値向上に向けては「人材育成」が経営における最重要テーマのひとつであると認識しております。技術継承や営業力強化、変化に対応できる組織づくりに向け、人的資本への投資は不可欠です。

このように、外部環境・価値観・社会構造が大きく変化する中で、企業が持続的に成長していくためには、単に商品を提供するだけでなく、社会やお客様にとって「どのような価値を創り、どのように届けるか」がこれまで以上に問われています。

こうした認識のもと、当社は中期経営計画2027において「価値経営」を推進の中心に据えました。

価値経営とは、当社ならではの価値を創造する**価値創造力**と、その価値を社会や市場に確かなメッセージとして伝える**価値発信力**の双方を強化し、その融合によって競争優位とブランド価値を高めていく取り組みです。

具体的には、生産性向上・コスト最適化を通じた収益基盤の強化、高付加価値商品の開発・提案による差別化、チャネル構造の変化に合わせた販売戦略の最適化に加え、環境負荷低減や持続的なサプライチェーンの構築といったESG への取り組みを強化してまいります。

さらに、人材育成や働きがいのある職場づくりに向けた人的資本経営を進め、変化に強い組織体制を構築してまいります。

これらの施策を通じて、当社グループは社会から選ばれ続ける企業としての価値を高め、中長期的な企業価値向上を実現してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第51期 (2022年12月期)	第52期 (2023年12月期)	第53期 (2024年12月期)	第54期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高 (百万円)	10,713	12,357	12,935	16,056
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△84	381	536	712
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△190	442	457	674
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△14.27	33.12	34.22	50.39
総 資 産 (百万円)	13,914	13,919	14,169	15,507
純 資 産 (百万円)	5,817	6,161	6,520	7,099
1株当たり純資産 (円)	435.28	460.72	487.35	530.48

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第51期 (2022年12月期)	第52期 (2023年12月期)	第53期 (2024年12月期)	第54期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (百万円)	7,636	10,205	10,852	14,054
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△82	327	361	436
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△164	276	308	429
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△12.30	20.69	23.04	32.11
総 資 産 (百万円)	12,732	12,961	13,207	14,333
純 資 産 (百万円)	5,705	5,882	6,089	6,414
1株当たり純資産 (円)	426.86	439.85	455.10	479.30

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はUCCジャパン株式会社で、同社は当社の株式7,008,600株（出資比率50.53%）を保有しております。また、UCCジャパン株式会社の親会社がUCC Capital株式会社であり、さらにUCC Capital株式会社の親会社がUCC Holdings Pte.Ltd,であるため、UCC Capital株式会社及びUCC Holdings Pte.Ltd,は、当社の株式7,008,600株（出資比率50.53%）を間接所有しており、当社の親会社であります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社アートコーヒー	450百万円	100%	コーヒーの焙煎・加工及び販売、食料品・飲食品の製造販売及び輸出入等

(7) 主要な事業内容(2025年12月31日現在)

事業内容	具体的な事業内容
コーヒー関連事業	工業用コーヒー製造販売、業務用コーヒー製造販売、家庭用コーヒー製造販売、エクス加工販売、コーヒーに関連する食品・商材等の仕入販売

(8) 主要な営業所及び工場(2025年12月31日現在)

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都港区
工場	神奈川県愛甲郡

② 子会社

会社名	所在地
株式会社アートコーヒー	本社：東京都港区 支店：仙台支店（宮城県仙台市）東京支店（東京都港区）名古屋支店（愛知県名古屋市）大阪支店（大阪府大阪市）福岡支店（福岡県福岡市）

(9) 使用人の状況(2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
199名(125名)	1名減(9名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 使用人数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
169名(107名)	1名増(5名減)	35.6歳	11.0年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 使用人数には、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含みます。

(10) 主要な借入先の状況(2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	650百万円
株式会社三菱UFJ銀行	487百万円

(11) その他の記載事項

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況(2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,869,200株
- ③ 株主数 38,452名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
UCCジャパン株式会社	7,008,600株	52.37%
三菱商事株式会社	1,318,100	9.85
美鈴コーヒー株式会社	61,300	0.46
上島豪太	27,000	0.20
佐藤産業株式会社	24,800	0.19
タイヨー株式会社	24,700	0.18
株式会社トミヤコーヒー	20,700	0.15
日本グラニューレーター株式会社	20,400	0.15
ユニカフェ従業員持株会	20,177	0.15
株式会社日新工営	18,700	0.14

- (注) 1. 当社は、自己株式を486,152株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役除く)	3,000株	2名

(3) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況(2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	塩澤博紀	株式会社アートコーヒー代表取締役会長
取締役	相澤基	副社長執行役員 株式会社アートコーヒー代表取締役社長
取締役	上島昌佐郎	UCCジャパン株式会社 代表取締役社長 UCC Capital株式会社 取締役 ユーシーシー上島珈琲株式会社代表取締役会長 UCC Holdings Pte.Ltd, President of Japan Business
取締役	新述孝祐	常務執行役員管理本部長 株式会社アートコーヒー取締役
取締役	吉武一郎	株式会社PALTAC社外取締役
取締役	近藤正樹	日本コロンビア友好協会理事 株式会社デルソーレ社外取締役 株式会社アスク社外取締役
常勤監査役	清水功	株式会社アートコーヒー監査役
監査役	桑原聡子 (戸籍上の氏名：太田聡子)	外苑法律事務所パートナー 株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役（監査等委員） 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役 日本郵船株式会社社外取締役
監査役	佐野誠	税理士法人とさわ会計共同代表 ユニチカ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役吉武一郎氏及び取締役近藤正樹氏は社外取締役であります。
 2. 監査役桑原聡子氏及び監査役佐野誠氏は社外監査役であります。
 3. 監査役佐野誠氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 2025年3月26日開催の第53期定時株主総会において塩澤博紀氏、相澤基氏、上島昌佐郎氏、新述孝祐氏、吉武一郎氏、近藤正樹氏の6名が取締役に選任され、就任いたしました。
 5. 当社は、吉武一郎氏、近藤正樹氏の2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
 当社は、保険会社との間で当社及び子会社である株式会社アートコーヒーの取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。
 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時は同内容での更新を予定しております。
 7. 当連結会計年度における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
新述 孝祐	取締役執行役員 管理本部長	取締役常務執行役員 管理本部長	2025年3月26日

8. 当連結会計年度末日以降における取締役の地位及び担当等の異動はありません。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
芝谷 博司	2025年3月26日	任期満了	代表取締役社長 株式会社アートコーヒー代表取締役
長野 修司	2025年3月26日	任期満了	取締役常務執行役員 株式会社アートコーヒー取締役常務執行役員製造部長
山根 一城	2025年3月26日	任期満了	社外取締役 山根事務所代表

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬の基本方針は、基本報酬とインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬で構成しております。

取締役につきましては、経営成績に対する責任と成果を反映させる内容としております。その決定方法につきましては、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、業績目標数値に対する達成率に応じて、株主総会にて決議された総額の範囲内において取締役会で審議し、決定しております。

また監査役につきましては、株主総会にて決議された総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）を対象に、当社の中長期的な企業価値向上に資するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として基本報酬とは別枠で取締役は年額1億円以内、株式数の上限年100,000株以内、監査役は年額7百万円以内、株式数の上限年7,000株を上限とする譲渡制限付株式を付与する報酬制度を導入しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額		基本報酬		非金銭報酬	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役分)	9名 (3)	38,920千円 (7,200)	8名 (3)	36,220千円 (7,200)	2名 (-)	2,700千円 (-)
監査役 (うち社外監査役分)	3名 (2)	12,137千円 (7,200)	3名 (2)	12,137千円 (7,200)	(-) (-)	(-) (-)
合計	12名 (5)	51,057千円 (14,400)	11名 (5)	48,357千円 (14,400)	2名 (-)	2,700千円 (-)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当連結会計年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、2025年3月26日開催の第53期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含めて記載しているためであります。

3. 取締役の報酬限度額は、2006年12月21日開催の第34期定時株主総会において年額204百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

4. 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の限度額は、2020年3月25日開催の第48期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、年間100,000千円以内とご承認いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。
5. 監査役の報酬限度額は、2006年12月21日開催の第34期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。
6. 監査役（社外監査役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の限度額は、2020年3月25日開催の第48期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、7,000千円以内とご承認いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役（社外監査役を除く）の員数は1名です。
7. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

1. 決定方法

当社の取締役の基本報酬は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各取締役の役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

当社の取締役の非金銭報酬は、中長期視点で企業経営が重要と考え、企業価値向上へ向けて取締役の貢献意欲を高めること、株主利益追求の観点を十分に考慮して決定することとしております。

2. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等は、取締役会において定めた基本方針に基づく報酬基準に従って支給されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿っていると判断しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役	吉 武 一 郎	株式会社P A L T A C社外取締役
取締役	近 藤 正 樹	日本コロンビア友好協会理事 株式会社デルソーレ社外取締役 株式会社アスク社外取締役
監査役	桑 原 聡 子	外苑法律事務所パートナー 株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役（監査等委員） 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役
監査役	佐 野 誠	日本郵船株式会社社外取締役 税理士法人ときわ会計共同代表 ユニチカ株式会社社外監査役

(注) 当社と株式会社P A L T A C、日本コロンビア友好協会、株式会社デルソーレ、株式会社アスク、外苑法律事務所、株式会社バンダイナムコホールディングス、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、日本郵船株式会社、税理士法人ときわ会計及びユニチカ株式会社との間には、特別の関係がありません。

ロ.当連結会計年度における主な活動状況

		活動状況及び社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉 武 一 郎	当連結会計年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主にリスクマネジメントやサステナビリティの観点から意見を述べるなど、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	近 藤 正 樹	2025年3月26日開催の第53期定時株主総会において就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。主に外食事業等に関する知見・経験を踏まえた意見を述べるなど、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	桑 原 聡 子	当連結会計年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての高度な専門的知識に基づき意見を述べるなど、取締役及び監査役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	佐 野 誠	当連結会計年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。税理士としての高度な専門的知識に基づき意見を述べるなど、取締役及び監査役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

ハ.責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役吉武一郎氏、取締役近藤正樹氏、監査役桑原聡子氏、監査役佐野誠氏の4名ともに、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額としております。

(5) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中で記載の金額及び株式数については、それぞれ表示単位未満は切捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	9,950,113	流動負債	7,454,775
現金及び預金	3,871,500	支払手形及び買掛金	6,277,866
受取手形	1,975	短期借入金	350,000
売掛金	4,049,109	未払金	460,632
商品及び製品	829,904	未払法人税等	112,898
仕掛品	40,828	賞与引当金	110,022
原材料及び貯蔵品	592,931	その他	143,355
その他	564,244	固定負債	953,398
貸倒引当金	△381	長期借入金	787,500
固定資産	5,557,459	退職給付に係る負債	144,648
有形固定資産	5,249,338	その他	21,250
建物及び構築物	1,460,007	負債合計	8,408,174
機械装置及び運搬具	2,099,101	純資産の部	
土地	1,639,318	株主資本	7,087,419
建設仮勘定	1,820	資本金	2,520,982
その他	49,090	資本剰余金	3,575,140
無形固定資産	13,143	利益剰余金	1,466,525
ソフトウェア	12,320	自己株式	△475,230
その他	823	その他の包括利益累計額	11,979
投資その他の資産	294,977	その他有価証券評価差額金	11,979
投資有価証券	98,994	純資産合計	7,099,398
繰延税金資産	138,683	負債純資産合計	15,507,572
その他	58,734		
貸倒引当金	△1,435		
資産合計	15,507,572		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		16,056,227
売上原価		13,093,684
売上総利益		2,962,542
販売費及び一般管理費		2,252,202
営業利益		710,340
営業外収益		
受取利息	3,181	
受取配当金	804	
その他	9,823	13,808
営業外費用		
支払利息	10,599	
その他	823	11,423
経常利益		712,725
特別利益		
投資有価証券売却益	157	157
特別損失		
固定資産除却損	1,206	1,206
税金等調整前当期純利益		711,675
法人税、住民税及び事業税	122,696	
法人税等調整額	△85,358	37,337
当期純利益		674,337
親会社株主に帰属する当期純利益		674,337

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類
・
監査
報告

計算書類

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,788,509	流動負債	7,131,925
現金及び預金	3,026,611	買掛金	6,092,051
受取手形	1,294	短期借入金	350,000
売掛金	4,389,641	未払金	394,022
商品及び製品	588,183	未払法人税等	70,469
仕掛品	40,828	未払消費税等	30,247
原材料及び貯蔵品	531,450	賞与引当金	82,311
その他	210,746	その他	112,823
貸倒引当金	△247	固定負債	787,500
固定資産	5,545,355	長期借入金	787,500
有形固定資産	5,239,804	負債合計	7,919,425
建物及び構築物	1,460,007	純資産の部	
機械装置及び運搬具	2,099,101	株主資本	6,414,440
土地	1,639,318	資本金	2,520,982
建設仮勘定	1,820	資本剰余金	3,575,140
その他	39,556	資本準備金	576,436
無形固定資産	13,061	その他資本剰余金	2,998,704
ソフトウェア	12,237	利益剰余金	793,546
その他	823	利益準備金	66,487
投資その他の資産	292,489	その他利益剰余金	
投資有価証券	40,000	繰越利益剰余金	727,059
関係会社株式	80,082	自己株式	△475,230
繰延税金資産	115,939	純資産合計	6,414,440
その他	57,902	負債純資産合計	14,333,865
貸倒引当金	△1,435		
資産合計	14,333,865		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	14,054,882
売上原価	12,311,329
売上総利益	1,743,552
販売費及び一般管理費	1,400,828
営業利益	342,724
営業外収益	
受取利息	2,994
受取配当金	194
助成金収入	350
業務受託料	64,596
その他	36,333
営業外費用	
支払利息	10,599
その他	431
経常利益	436,160
特別損失	
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	436,160
法人税、住民税及び事業税	72,981
法人税等調整額	△66,515
当期純利益	429,693

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社 ユニカフェ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武男
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷間 薫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニカフェの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニカフェ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社 ユニカフェ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 谷間 薫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニカフェの2025年1月1日から2025年12月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの、第54期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び内部監査部門その他使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

株式会社ユニカフェ 監査役会

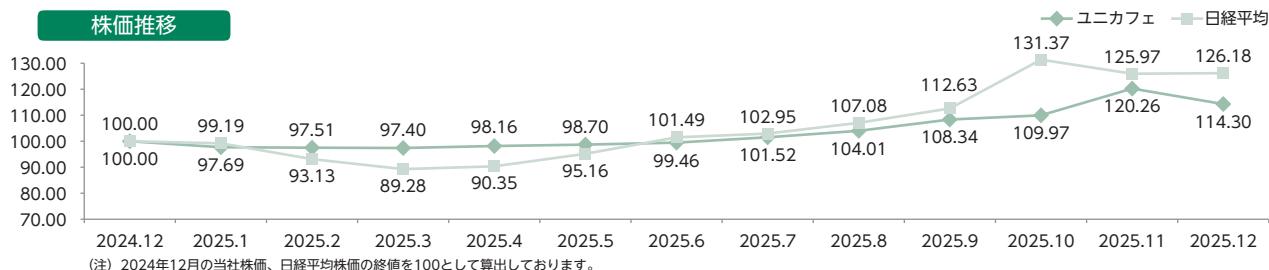
常勤監査役	清水	功子
社外監査役	桑原	聡
社外監査役	佐野	誠

以上

株式の状況(2025年12月31日 現在)

発行可能株式総数…………… 20,000,000株
 発行済株式の総数…………… 13,869,200株
 単元株式数…………… 100株
 株主数…………… 38,452名(前期末比2,457名増)

株価推移



株主メモ

事業年度	毎年1月1日～12月31日
剰余金の配当基準日	12月31日(中間配当を行う場合は6月30日)
定時株主総会	毎年3月
単元株式数	100株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 〒137-8081 東京都府中市日鋼町1番1号 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同連絡先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL 0120-288-324 (通話料無料)
公告方法	電子公告 (公告掲載URL https://www.unicafe.com/ir/notice/) (ただし、電子公告によることが出来ない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に登録された株式に関する各種お手続きにつきましては、みずほ信託銀行株式会社が特別口座の口座管理機関となっておりますので、みずほ信託銀行株式会社にお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお手続きできませんので、ご注意ください。
- 過年度の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本店でお支払いいたします。

トピックス

2025年度サステナビリティ活動報告

ユニカフェグループは、企業理念である「コーヒーをコアに人と環境に優しい企業を目指す」を実現すべく、「Think Globally As a Roastery」のスローガンのもと、持続可能な社会の実現に向けた重要課題を経営戦略に紐づけて取り組んでいます。2025年度に実施した取り組みの中から、特に重点的に取り組んだ活動についてご報告いたします。

GHG排出量を削減する

目標

事業活動によるGHG排出量削減率（基準年：2019年比）

2025年 Scope1・2 46%削減

2040年 Scope1・2・3 カーボンニュートラル



2025年に目標としていたScope 1・2 46%削減（2019年比）を上回る56.1%の削減を達成しました。

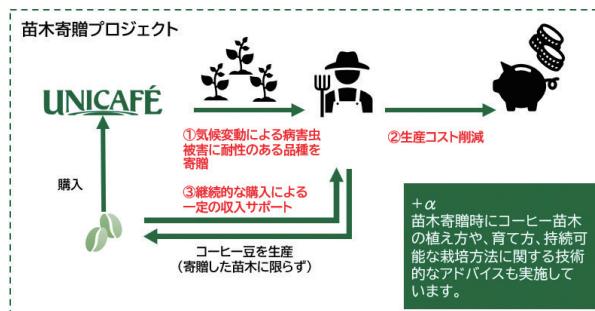
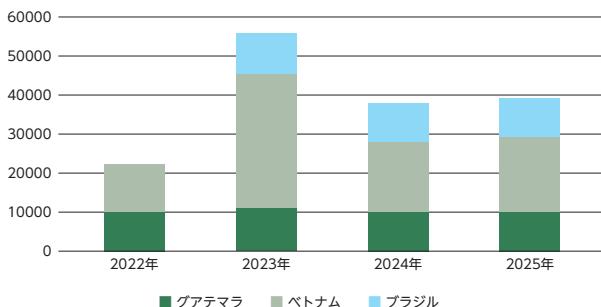
GHG排出量削減の取り組みとして、焙煎後の脱臭機能を、LNGを使用して臭気を焼き切る方法から消臭剤を噴霧する湿式脱臭方式の設備への変更を行うほか、焙煎機のバーナーを最新型へ交換を進めております。引き続きTCFD提言に基づき特定した気候変動に対するリスクと機会に対して対応を進めてまいります。

コーヒー農家の継続的な生計をサポートする

2025年12月までの累計

154,960本

これまでに産地に寄贈した苗木本数



2022年にスタートした苗木寄贈プロジェクトは4年目となり、ベトナム・グアテマラ・ブラジルへの寄贈本数は累計154,960本となりました。今後も継続的な苗木寄贈を実施し産地での安定したコーヒー生産に貢献できるよう努めてまいります。

人権の尊重

人権方針の策定

私たちの事業が持続的に発展していくためには、製品やサービスの品質の向上だけではなく、法令順守はもちろん、社会が求める倫理的な責任を果たすことが不可欠です。ユニカフェグループは、従業員および役員ひとりひとりが人権への理解を深め、人権尊重の責任を果たすために、「ユニカフェグループ人権方針」を定めました。私たちはこの方針に基づき、人権が尊重される社会の実現を目指します。この人権方針は、ユニカフェグループの行動指針「ユニカフェグループ社員の行動規範」とサプライヤーに期待することを定めた「ユニカフェ サプライヤー行動規範」にも反映され、「責任ある調達原則」の「人権の尊重」に関する上位方針として位置づけられています。

方針策定後も、社員やサプライヤーなどのステークホルダーとの対話を通じてさらに理解を深める努力を継続することが重要であると考えています。

人権デューデリジェンスの実施

人権方針の策定にあたり、人権への負の影響のリスクの把握と特定・予防軽減・対応を行うため、人権デューデリジェンスを実施しました。

人権デューデリジェンスは、人権への負の影響の防止・軽減を図るための継続的なプロセスです。進捗状況は適時適切に開示してまいります。

人権デューデリジェンスの実施にあたっては、人権侵害を引き起こす負の影響の特定と、負の影響と企業の関わりの評価と優先順位付けを、バリューチェーンの上流（コーヒー豆生産現場）と中流（当社グループ）に分けて実施しました。

「企業の関わりの評価」と、「深刻度と発生可能性のリスク評価」を行った上で、各リスクの優先順位付けを行った結果、バリューチェーン上流のコーヒー豆生産現場において、労働安全面での人権リスクが非常に高いことが特定されました。ユニカフェグループでは、現在行っている責任ある調達原則に基づく取り組みを引き続き推進してまいります。

上流（コーヒー豆生産現場）の対応状況と負の影響の防止・軽減策

上流（コーヒー豆生産現場）に対して取りうる策は大きく分けて、「負の影響に関与していないとされるコーヒー豆の調達に努めること」と、課題のある産地に対して「課題を解消するための支援を提供すること」が考えられます。ユニカフェグループが行っているコーヒー豆生産現場に関する取り組みは以下のとおりです。

・コーヒー豆の調達に関する取り組み

ユニカフェグループでは「責任ある調達原則」と「サプライヤー行動規範」を策定し、持続的なサプライチェーンの維持に向けて取り組んでいます。

また、上記調達原則に沿ったサステナビリティ・セルフ・アセスメントを一部取引先を対象に実施し、取引先の取り組み状況の確認とリスク把握に取り組んでいます。そして、ユニカフェグループとして、認証原料の使用を推進・推奨しています。

・産地支援に関する取り組み

ユニカフェグループではコーヒー生産者支援として「苗木寄贈プロジェクト」を2022年より実施しています。ベトナム・グアテマラ・ブラジルへの寄贈を毎年行っており、寄贈本数は2025年末時点で累計154,960本となりました。今後も同国に継続的な苗木の寄贈とコーヒー豆の購入を行うことを予定しており、引き続き産地での安定したコーヒー生産に貢献できるよう努めてまいります。



中流（当社グループ）の対応状況と負の影響の防止・軽減策

ユニカフェグループでは、従業員一人ひとりが人権への理解を深め、人権尊重の責任を果たしていくため、以下の取り組みを行っています。

- ・労働安全衛生の取り組み

ユニカフェグループでは、従業員の健康と安全の確保が企業活動の最重要基盤であると認識し、安全衛生方針に則り全社一丸となった安全衛生活動を推進しています。

過重労働の防止や労働安全の課題に対しては、安全衛生委員会を中心にリスクの防止・軽減に寄与する改善策を検討し、実施しています。

- ・従業員向け苦情処理メカニズムの周知

雇用における差別的待遇の防止のため、毎年職場アンケートによる実態把握、投書箱やホットラインなどの通報窓口の設置、ハラスメント防止研修を継続して行っています。従業員向けの苦情処理メカニズムは、直接雇用、非正規雇用に関わらず受け付けており、通報者に対する不利益な扱いについては一切しないことを保証する制度となっています。

- ・差別の禁止、ハラスメント防止に関する社内研修の実施

ユニカフェグループでは、従業員に対しあらゆる差別の禁止やハラスメント防止を目的とした研修を継続的に実施しています。研修では、ハラスメントや差別の具体的な事例も例示しながら、従業員一人ひとりの人権への意識向上を図っています。

ロードマップ

人権デューデリジェンスにおいて特定できた負の影響（人権侵害リスク）に対する優先順位付けと、負の影響の防止・軽減策を踏まえ、今後ユニカフェグループが実施していくロードマップは以下の通りです。人権侵害リスク軽減のため、今後も取り組みを進めてまいります。

		～ 2025年度	2026～2029年度	2030年度	
方針による コミットメント	人権方針	人権方針の 策定・公開	グループ内外への浸透 (グループ内および主要サプライヤーへの研修の実施)		
	人権リスクの 評価	人権リスク評価 の実施		人権リスク評価 再実施	
	人権デュー・ デリジェンス	負の影響の 防止・軽減	サプライチェーン	ユニカフェグループの「責任ある調達原則」「サプライヤー行動規範」に基づく調達 既存の取組を継続（サステナビリティ・セルフアセスメント） サプライチェーン上流の優先度が高い人権項目について、SAQおよびサプライヤーの状況を再確認 必要に応じてSAQに反映 産地支援の検討・実施	
			ユニカフェ グループ	グループ内従業員の顕著な人権課題の防止・軽減策の継続実施 (労働時間、労働安全衛生、差別・ハラスメント、男女格差等に関し、既存人事方針の運用、社員アンケートによる実態把握等)	
			取り組みの 実効性評価	上記負の影響の防止・軽減策に対する モニタリング・レビューの体制構築	モニタリング・レビューの実施
	説明・情報開示	サステナビリティレポートの発行			
是正	苦情処理 メカニズム	取引先向けの苦情受付窓口、勤務者向けの社外ホットラインの運用			
		従業員・サプライチェーン関係者へ通報窓口の周知			

株主優待制度の変更

当社は、株主の皆様の日頃のご支援、ご愛顧への感謝の意を込めまして、株主優待制度を実施しております。当社株式への投資魅力を一層高め、より多くの皆様に将来にわたり当社の成長をご支援、ご愛顧いただきたいという思いから、当社株式を長期にわたり保有していただける株主様にさらなる感謝の意を込めまして、株主優待制度を拡充することといたしました。

変更の内容は以下のとおりです。

(現行制度)

保有株式数	基準日	優待内容
100株以上1,000株未満	12月末	当社コーヒー製品詰め合わせ (2,000円相当)
1,000株以上	12月末	当社コーヒー製品詰め合わせ (3,000円相当)

(変更後)

保有株式数	基準日	継続保有期間	優待内容
100株以上1,000株未満	12月末	5年未満	当社コーヒー製品詰め合わせ (2,000円相当)
		5年以上	当社コーヒー製品詰め合わせ (2,500円相当)
1,000株以上	12月末	5年未満	当社コーヒー製品詰め合わせ (3,000円相当)
		5年以上	当社コーヒー製品詰め合わせ (3,500円相当)

毎年12月末日(期末)の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元(100株)以上を保有されている株主様を対象といたします。

なお、継続保有期間5年以上とは毎年12月末日(期末)を基準とする株主名簿に記載又は記録された株主様のうち、同一の株主番号で連続6回以上、かつ、それぞれの基準日において1単元(100株)以上の株式を保有されている株主様に適用いたします。

100株以上1,000株未満
保有年数5年未満



100株以上1,000株未満
保有年数5年以上



(ドリップバッグは各3個入り)

1,000株以上
保有年数5年未満



(ドリップバッグは各4個入り)

1,000株以上
保有年数5年以上



(ドリップバッグは各6個入り)

